

専決処分について（港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事請負契約の変更）

本件は、港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和8年4月14日

【変更内容】

- 契約金額 3億3,135万5,585円  
→ 3億2,902万74円  
(233万5,511円減額します。)
- 工期 契約締結の日の翌日から令和8年7月31日まで  
→ 契約締結の日の翌日から令和8年12月28日まで

【変更理由】

- ①契約金額の減額
  - ・騒音等を軽減させるため、工事車両を大型車両から小型車両に変更するとともに、車両の誘導等に必要な交通誘導員の配置人数を見直し、少なくしたため
- ②契約金額の増額
  - ・地中埋設物が確認されたことに伴い、撤去工事を追加したため
  - ・工事車両を小型車両に変更したことにより、発生土の運搬及び資材の搬入において大型車両との積替えが必要となったことから、積替えを行う場所を新たに賃借したため
- ③工期延長
  - ・石油由来の塗料、接着剤等について予定どおり調達することが困難になったことから、調達に必要な期間を確保するため

【契約の相手方】

港区南麻布三丁目20番1号  
株式会社日比谷アメニス

- 当初契約を議決した議会  
令和7年第1回定例会
- 契約変更を報告した議会  
令和7年第4回定例会

【工事場所】

